

島根大学研究・学術情報機構ミュージアム規則

(平成25年島大規則第38号)

(平成25年3月14日制定)

[平成28年3月15日一部改正]

[平成29年3月21日一部改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、島根大学研究・学術情報機構規則（平成25年島大規則第34号。以下「機構規則」という。）第4条第2項の規定に基づき、島根大学研究・学術情報機構ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ミュージアムは、島根大学（以下「本学」という。）における標本資料類などを大学所有の有形知的財産として位置づけ、それらを収集、整理・保管及び調査研究をしたうえで、展示公開などによる教育、普及啓発、情報発信の促進及び地域貢献を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 ミュージアムは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 標本資料類などの収集、整理・保管及び調査研究に関すること。
- 二 博物館学及び標本資料類などに係る学生教育に関すること。
- 三 標本資料類などに係る普及啓発及び地域貢献に関すること。
- 四 本学構内の埋蔵文化財の取扱いに関すること。
- 五 その他ミュージアムの目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 ミュージアムに、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 館長
 - 二 副館長
 - 三 機構規則第7条第1項の規定に基づき、ミュージアムに配置する専任教員
 - 四 その他必要な職員
- 2 ミュージアムに、必要に応じて兼任研究員及び学外協力研究員を置くことができる。
- 3 兼任研究員及び学外協力研究員について必要な事項は、第7条に規定するミュージアム運営会議において定める。

(館長)

第5条 館長の選考は、機構規則第8条第1項に規定する島根大学研究・学術情報機構管理委員会（以下「管理委員会」という。）の議を経て、島根大学研究・学術情報機構長の推薦に基づき、学長が行う。

- 2 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の館長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 館長は、ミュージアムの業務を掌理する。

(副館長)

第6条 副館長の選考は、管理委員会の議を経て、島根大学研究・学術情報機構長の推薦に基づき、学長が行う。

2 副館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副館長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副館長は、館長を補佐し、ミュージアムの業務を整理する。

(ミュージアム運営会議)

第7条 ミュージアムの業務の円滑な企画及び実施を図るとともに、ミュージアムの運営に関する事項を審議するためミュージアム運営会議を置く。

2 ミュージアム運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 第3条に規定する業務に関すること。

二 管理委員会から付託された人事に関すること。

三 ミュージアムの予算及び決算に関すること。

四 専門委員会等の設置に関すること。

五 その他島根大学研究・学術情報機構長から付託されたこと。

3 ミュージアム運営会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 館長

二 副館長

三 機構規則第7条第1項の規定に基づき、ミュージアムに配置する専任教員

四 附属図書館長

五 その他館長の申出に基づき、島根大学研究・学術情報機構長が必要と認めた者

4 ミュージアム運営会議は、館長が招集し、議長は館長をもって充てる。

5 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 ミュージアム運営会議は、委員の過半数の出席により成立する。

7 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 ミュージアム運営会議が必要と認めたときは、ミュージアム運営会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第8条 ミュージアムの専門的課題に対応するため、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、ミュージアム運営会議において定める。

(事務)

第9条 ミュージアムの事務は、企画部企画広報情報課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、ミュージアムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 島根大学ミュージアム規則（平成18年島大規則第9号）

二 島根大学ミュージアム管理運営委員会規則（平成18年島大規則第10号）

3 学長は、第5条第1項の規定にかかわらず、この規則施行の日において、この規則施行の日の前日に機構化される前の館長であった者を館長として任命するものとする。

4 この規則の施行後最初に任命される館長の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

5 学長は、第6条第1項の規定にかかわらず、この規則施行の日において、この規則施行の日の前日に島根大学ミュージアム副館長であった者を副館長として任命するものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。